

# 旧約に於ける祭儀的律法

山崎保興

## はしがき

1. 祭儀的律法の資料別考察
2. 祭儀的律法の事項別考察

## むすび

先に、第一論文に於いて Israel に於ける祭儀の由来とその変遷について述べたのであるが、更にここに、旧約に収録されている祭儀関係の律法を総覽し、全体として先の論述の補遺としたい。論述に当つては、祭儀的諸律法を、その収録されている書卷によつてでなく、今日周知されている基礎律法集に即しての考察を経とし、内容の事項別考察を綿としてすすめてゆきたい。尚引用の聖句はすべて現行の改訳聖書による。文献としては、まず何よりも旧約聖書それ自体と、その他は現在著名な二・三の旧約緒論乃至旧約聖書概観に類するものを参考とする。

## 1. 祭儀的律法の資料別考察

モーセ五書の中に含まれている律法の基礎資料から祭儀に関するものを抽出して考察を試みよう。ここに云う基礎資料とは次の如きものである。即ち「契約の書」(Ex. 20<sup>22</sup>—23<sup>33</sup>)、「祭儀的十戒」(34<sup>20</sup>—2<sup>6</sup>)、「呪いの律法」(Deut. 27<sup>14</sup>—2<sup>6</sup>)、「倫理的十戒」(Ex. 20<sup>2</sup>—1<sup>7</sup>, Deut. 5<sup>6</sup>—2<sup>1</sup>)、「申命記法典」(Deut. 1<sup>2</sup>—2<sup>6</sup>)、「神聖法典」(Lev. 17—26)、「祭司法典」がそれである。

### 1. 契約の書 (Ex. 20<sup>22</sup>—23<sup>33</sup>)

20<sup>22</sup>の序文につづいて

20<sup>23</sup>鑄造した偶像の禁止

「あなたがたはわたしと並べて何をも造つてはならない。銀の神々も、金の神々も、あなたがたのために造つてはならない。」

20<sup>24</sup>祭壇に関する規定（土の祭壇—燔祭、酬恩祭、羊、牛）

20<sup>25</sup>石の祭壇を造る場合の規定

22<sup>20</sup>他の神々に犠牲をささげることの禁止

22<sup>29a</sup>穀物と酒をささげることの獎勵

22<sup>29b</sup>ういご（初子）をささぐべきこと

22<sup>30</sup>牛、羊のういごをささぐべきこと

(23<sup>12</sup>安息日の設定)

23<sup>13</sup>「他の神々の名を唱えてはならない」

23<sup>14</sup>「年に三度、祭を行わなければならない」

23<sup>15</sup>「種入れぬパンの祭」

23<sup>16</sup>「刈入れの祭」と「取入れの祭」

23<sup>18a</sup>「犠牲の血を、種を入れたパンと共にささげてはならない」

23<sup>18b</sup>「祭の脂肪を翌朝まで残して置いてはならない」

23<sup>19</sup>初穂をささぐべきこと

23<sup>23</sup> 24異民族の神々（「アモリビト、ヘテビト、ペリジビト、カナンビト、ヒビビトおよびエブス人」の神々）への礼拝禁止と、その聖像、聖柱（「石の柱」）の破壊

23<sup>25</sup>神への奉仕命令

20<sup>24b</sup>（「わたしの名を覚えさせるすべての所で、わたしはあなたに臨んで、あなたを祝福するであろう。」）によつて、われわれは「契約の書」がシケム・ベテル・ヘブロン・ベエルシバ等、族長伝説に伝えられて來た諸聖所を公認していると判断することができる。これらの聖所は元来は古い Canaan の聖所であつた（第一論文「旧約に於ける祭儀の伝

統」参照)。以上のことからわれわれは、この律法集が申命記改革以前のものであることはもとより、元来は Canaan 原住民の保有していたものを何等かのかたちで定住後の Israel が攝取し変容していくたるものと考えることができる。その時期を Pfeiffer は Canaan 侵入後、Saul �即位以前、即ち B.C.1150—1050 の間とし、Gressmann は Solomon の時代 (B.C. 10C の半ば頃) とする。但しこの中に含まれている「復讐律」(21<sup>23-25</sup>) は明らかに沙漠以来のものであり、その他にも祭壇に関する規定等、沙漠時代を背景に考えても不自然でないものがある。この点、一般に古代東方世界の祭儀的慣習としてあつた犠牲奉獻から、沙漠時代の Israel が全く隔離されていたとは思われず、強いて沙漠的起源、沃地的起源を区別することは困難でもあり、無意味でもある。祭に関する規定は明らかに沃地の農耕生活を背景としたものであり、全体としてこの律法集を Canaan 起源のものとする上記の推定を裏づけるものである。

個々の規定については、次の「儀式的十戒」の原型をなすものとして重複するものもあり、また以下の諸項目に於いても反覆問題とされるものが多いから、ここで一々とりあげることを避け、二三の点に触れてこの項を終ることにしたい。

まず「安息日」であるが、ここではまだ何等祭儀的なよそおいを帯びていない。唯単に労働休日として規定されているだけである。とりわけ家畜（牛・ろば）や使用人、寄留の外国人等を農業労働から解放することを本旨としている。安息日を「聖なる日」として聖別し、あるいはそのいわれを天地創造や出エジプトに結びつける後代の思想は、この古い律法のあづかり知らぬところであつた。このことは「安息日」が元来は Canaan の農業才時記に由來するものであることをうかがわせる一つの根拠ともなる。

「他の神々に犠牲をささげることの禁止」は Deut 17<sup>3</sup>以下にも細かく規定されているが、唯この場合には「日や月やその他の天の万象」が加

えられており、ここにはそれがない。このことは、この律法集の成立当時には Canaan に於いてもまだ星辰崇拜が知られておらず、況してや沙漠の Israel には全く思いもよらぬものであつたことを推定せしめる。一般に天体崇拜は Egypt や Mesopotamia に於いて盛んに行われていたものであるが、[Egypt 脱出後の Israel] は指導者の強力な統制によつてよくその影響からまぬかれ、Canaan 定住後も、後に異邦の影響を蒙るまではそれを知らなかつたことが想像される。

「鑄造した偶像の禁止」については次の項で觸れることにする。

★ その最初の徵候は北王国 Israel に於いて、オムリ王朝アハブの時にあらわれる。即ちアハブはフェニキヤのツロのイトバルの娘イゼベルをめとつたが、彼はその異邦の妻のためにサマリヤに Baal の宮を建てた。この Baal はほかならぬ天の Baal であつたらしい。予言者エリヤの戦いはこの天の Baal のとの戦であつた (1 Kings 18:20-)。しかし天体崇拜によつて Yahwe 礼拝が真に危機にさらされたのは、B.C. 7C の半ば以来 Assyria の影響が Israel に深く滲透し始めてからであつて、ヨシニア王の申命記改革はまず第一にこの天体礼拝に向かっていた (2 Kings 23:4-6, 12)。関根正雄「旧約に於ける神の獨一性」P 31による。

## 2. 祭儀的十戒 (Ex. 34:20-26)

その名称の示すごとく、この律法集は全体として考察の対象となるものである。既にその原型とおぼしきものが「契約の書」の中にも散在しているが、ここに見られるまとまつたかたちのものは、それらの諸断片を材料としてまとめられたものと思われる。まずそのもとのかたちを Pfeiffer の再構成表によつて一覧すれば――

23<sup>12a</sup> あなたは六日のあいだ仕事をし、七日目には休まなければならぬ。

23<sup>15</sup> あなたは種入れぬパンの祭を、アビブの月の定めの時に守らなければならない。

23<sup>16ab</sup> また刈入れの祭、勤労の初穂。

23<sup>16bc</sup> そして年の終りの取入れの祭。

23<sup>17</sup> 男子はみな年に三度主の顔を見なければならぬ。

22<sup>29B</sup>, 30<sup>a</sup> あなたの初子をわたしにささげなければならない。またあなたの牛と羊をも同様にしなければならない。

23<sup>18a</sup> あなたはわたしの犠牲の血を、種を入れたパンと共にささげてはならない。

23<sup>18b</sup> またわたしの祭の脂肪を翌朝まで残して置いてはならない。

23<sup>19a</sup> あなたの土地の初穂の最も良い物を、あなたの神の家に携えて来なければならない。

23<sup>19b</sup> あなたは小羊をその母の乳で煮てはならない。

(アイザイア「旧約聖書緒論」オニ巻「モーゼ五書」伊藤・石井訳による。

但し、現行改訳聖書によつて多少表現の仕方を変えた部分がある。)

以上、前半の五項目は祭に関するもの、後半の五項目は犠牲と供物に関するもの、あわせて十項目として整理されているが、Ex. 34のまとまつたかたちのものは以下の如く十二項目であり、Pfeiffer はその第一項・第二項を「契約の書」から拾い出すことを省略して、改めて十項目にまとめたものと思われる（前項参照）。改めて祭儀的十戒を掲げると――

34<sup>14-16</sup> あなたは他の神を拝んではならない。（以下略）

34<sup>17</sup> あなたは自分のために鑄物の神々を造つてはならない。

34<sup>18</sup> あなたは種入れぬパンの祭を守らなければならない。（以下略）

34<sup>19-20</sup> すべて初めに生れる者はわたしのものである。（以下略）

34<sup>21</sup> あなたは六日のあいだ働き、七日目には休まなければならない。  
耕し時にも刈入れ時にも休まなければならない。

34<sup>22a</sup> あなたは七週の祭、すなわち小麦刈りの初穂の祭を行わなければならぬ。

34<sup>22b</sup> また年の終りに取入れの祭を行わなければならない。

34<sup>23</sup>, 24年に三度、男子はみな主なる神、イスラエルの神の前に出なければならない。（以下略）

34<sup>25a</sup>あなたは犠牲の血を、種を入れたパンと共に供えてはならない。

34<sup>25b</sup>また過越の祭の犠牲を、翌朝まで残して置いてはならない。

34<sup>26a</sup>あなたの土地の初穂の最も良いものを、あなたの神、主の家に携えてこなければならない。

34<sup>26b</sup>あなたは子やぎをその母の乳で煮てはならない。

（以上現行改訳聖書による）

この律法集は通例「Jの十戒」と呼ばれ、Wellhausen以来Jahwistの手になるものとされて来たが、PfeifferはむしろDの影響に着目し、通説を否定しないながらも、これが申命記的編集者の手によつて現在の位置に收められたものであることを力説し、仮りにこれがJahwistの手を経ない直接古資料からの編集と考えてもさしつかえないような印象すら受ける。Rostは更に問題の根本にさかのぼつて「十戒をここから引き出すのは無理である」との見解をとり、Eの十戒と契約の書の祭儀的諸規定との断片をここに見出すだけであるとする。そしてEの十戒を先在資料と見なす点に於いてPfeifferと対立する。これらのこと念頭に置きつつ、個々の問題について考察をすすめてゆきたい。

まず「偶像禁止」の問題であるが、既に前項に掲げたとおり、契約の書に於いても「金の神々、銀の神々」が禁じられ、ここでも「鑄物の神々」が禁じられている。これらの「鑄像」は、Eの十戒で禁じられている「彫像」と対照的であり、この点を重要視して、彫像は沙漠でも造ることができるが、鑄造は沙漠で造ることが困難であるとして、前者を沙漠以来のもの、後者をCanaan起源のものと見ることが行われる（渡辺善太「モーセ五書緒論」P.290参照）。

Pfeifferは偶像禁止の起源をMoseにまでさかのぼつて考えることをし

ないのはもちろん、「イザヤ以前に偶像に対する敵意があつたという形跡は全くない」とさえ云つているから、沙漠的起源は問題にもならないし、また祭儀的十戒を含めて契約の書を全体として（「復讐律」を例外として） Canaan 起源のものと見ながらも、前掲の如く契約の書の中から祭儀的十戒の原型を再構成するとき、敢て鑄造の項を除外していることからみても、沙漠的起源と対象される意味での沃地的起源も亦同様問題にならないわけである。 Rost <sup>\*</sup> は、上記のそれとは逆の考え方、即ち E の十戒に於ける彫像を偶像一般と解して、これを鑄像に限定する J の十戒のそれよりも新らしいものと考える傾向に対して、「全く幼稚な主張である」としつつも、前者の起源を沙漠時代に求めることは「ありうる」とするに過ぎず、いざれにしてもこの問題に対しては消極的であると云えよう。ここで当然問題となるのは Ex. 32 のアロンの鑄造した子牛のことである。 Ex. 32 は J • E の組合せと見なされているが Jahwist や Elohist がこの部分の記事をどのような材料によつて書いたものかは分らないが、元来牛の像は Israel の沙漠時代に用いられた道案内のシンボルであつたとする考えもあり、それがたまたま礼拝の対象とされたことがあつたとしても不思議ではない。唯この子牛の像が何等かの神の象徴であつたとは考えられないで、これを直ちに偶像の問題と結びつけることは当らないかもしれないが、さりとて沙漠時代の Israel に偶像崇拜の危険が全くなかつたとする必要もないし、あつたとしてもそれは Ex. 32 の場合のような単純なものであつたろう。 Canaan 定住後はその問題性と危機性が一段と複雑化し、王国時代になるとそれが一層深刻化してゆく。予言者の激しい偶像礼拝攻撃は、その間の消息を物語るものであり律法の偶像禁止もこの時代に於いてこそ意味をもつものであつたと考えられる。

「安息日」については既に前項に於いて論じたが、ここではそれが「耕し時にも刈入れ時にも」 (34<sup>22b</sup>) と強調されていることが注目され

る程度である。

「七週の祭」は、その名称については、古いかたちのものに見られないところから、申命記の影響が云われるが、その内容については Ex. 23 にも Ex. 34 にも「刈入れの祭」と「取入れの祭」が記録され、いずれも申命記以前、Canaan 定住以後のものであることはいうまでもない。「初穂の定め」についても同様である。但し、初子の規定、犠牲の血に関する規定、過越の祭に関する規定、子山羊を煮ることに関する規定等については沙漠的起源が看取され、全体として Canaan 的農業慣習を採用しつつ、沙漠時代の慣習の伝承をその中に織りこんで構成されたもの如く、その間に沙漠の民の沃地化の経過がうかがわれる。

★この場合、士師時代を想定する。

### 3. 「呪いの律法」 (Deut. 27<sup>14-26</sup>)

27<sup>15</sup> 「工人の手の作である刻んだ像、または鑄た像は、主が憎まれるものであるから、それを造つてひそかに安置する者は呪われる。」  
(12の項目のうち、当面の課題となるのはこの第一項のみである。)

ここでわれわれは、契約の書乃至祭儀的十戒の「鑄造」と、倫理的十戒 (E の十戒) の「彫像」とが並記されていることに気づくのであるが、これによつてこの規定が、前二者よりも後のものであるという推定が成り立つ。然し実際は「鑄造」も彫像も互いに他の一つを含めた意味で用いられたものとも考えられ (Burney 及び Gressmann は両者を厳密に区別することに反対する)、ここの場合には唯單に偶像の内容規定を周倒にしただけのものかもしれない。<sup>\*</sup> 唯、後半の「それを造つてひそかに安置する者は」との一句は注目に値いしよう。これによつてわれわれは次のような二様の推測をすることができる。即ち既に偶像礼拝が公然のものでなく、しかも内密にそれを行う者が後を断たなかつた状況を背景とするか、あるいは既に行われてはいたが、まだそれ程盛んではなかつた段階のものか——。前者の場合は予言者的乃至申命記的精神の支配的

であつた時代を考えさせるし、後者の場合は Baal 礼拝の慣習が Israel に浸透するにはまだ早く、沙漠時代の訓練がまだ相当ものを云つている時代を考えさせる。尤も年代推定に際しては全体の問題として呪いの形式が問題となるわけであるが、ここで詳細を論ずることを省略する。

Pfeiffer はこれを、 Israel の生活様式が遊牧から農耕へと完全に変化した頃、多分王制の施行よりは前と推定し、 Rost は漠然と士師時代を考えている。われわれも、上記の二通りの推測のうち後者を採用し、大体士師時代の中期から後期を想定するのが妥当と思われる。

★渡辺、前掲書 P 290 参照

尚拙論「律法の呪いについて」（「基督教文化学会年報」昭35.3所載）を参照されたい。

#### 4. 倫理的十戒 (Ex. 20<sup>2-17</sup>, Deut. 5<sup>6-21</sup>)

一般に単に「十戒」と云えばこれを意味している程によく知られている。表記の如く二ヶ所に記されているが、 Ex. のそれは通例「E の十戒」と称されている。Rost もこの見解を探り、「最初は Elohist により、次に申命記史家によつて二重の証言としてわれわれに伝えられている」とするが、 Pfeiffer は見解を異にし、 E ではなく P であるとする。従つて二つの十戒の先後関係についても、「もちろん Ex. 20 の方が新らしい」と見る。

その内容は周知の如くであるから、特にここに掲げることをしないが、二つのものを比較してみると、内容は殆ど一致し、表現形式が多少異なるのみである。但し第四戒に於いては重要な相違点が見出される。以下現行改訳聖書によつて相違点のみ比較してみると――

第2戒 Ex. 20<sup>5</sup> 「それにひれ伏してはならない」

Deut. 5<sup>9</sup> 「それを拝んではならない」

第4戒 Ex. 20<sup>8</sup> 「安息日を覚えて」

Deut. 5<sup>12</sup> 「安息日を守つて」――

——「あなたの神、主があなたに命じられたようにせよ】

Ex. 20<sup>11</sup>「主は六日のうちに、天と地と海とその中のすべてのものを造つて、七日目に休まれたからである。それで主は安息日を祝福して聖とされた。」

Deut. 5<sup>15</sup>「あなたはかつてエジプトの地で奴隸であつたが、あなたの神、主が強い手と、伸ばした腕とをもつて、そこからあなたを導き出されたことを覚えなければならない。それゆえ、あなたの神、主は安息日を守ることを命じられるのである。」

第5戒 Ex. 20<sup>12</sup>「長く生きるためにある」

Deut. 5<sup>16</sup>「長く命を保ち、さいわいを得ることのできるためである」

第10戒 Ex. 20<sup>17</sup>「むさぼつてはならない」

Deut. 5<sup>21</sup>「ほしがつてはならない」

さて一見して明らかかなように、両者の主要な相異は安息日遵守の根拠づけの仕方にある。Ex. のそれは天地創造の物語を引用し（これがPのものならばこのことは自然であり、EのものならばP成立以後の加筆に際して採用したものということになる。恐らく Pfeiffer はこの点からもPを妥当と考えたものであろう）、Dのそれはエジプト脱出の物語を援用する。

ここに於いてわれわれは再度「安息日」の問題に立ち入らねばならない。既に第1項に於いても觸れたように、それが Canaan の制度であつたことは殆ど疑い得ないであろう。「安息日は沙漠の遊牧民の間では考えられなかつた。彼らは侵略者であり、略奪の途上にない時は毎日毎日が安息日である。従つて安息日を守るというようなことはなかつた。あるいは又、彼らは牧羊者であるから、彼らの仕事は、農耕の仕事におけるごとく、七日の中一日を中断することは出来なかつた。」但し、反対意見もまた成り立つ。「モーセは彼の民をパレスチナに住まわせようと

欲していたのであるし、彼の同時代人はベドウインではなくてエジプトで農業を営んで居たから。安息日が元来月の祭の日だつたということも（Amos 8<sup>5</sup>, Isajah 1<sup>13</sup>）、正に荒野がその故郷であつたことを示している。」然しこの反論はこの規定が Mose にまで遡りうると前提してのことであり、この十戒が全体として Mose 時代に遡りうるか否かは大いに争われるところである。

★★★

唯、よしんばこれが Canaan 起源のものであるとしても、また Israel の Canaan 定住当初乃至は相当期間、それが全く無自覺的に Canaan 的に守られていたとしても、後にやがて明確な神の民の伝統と自覚と熱烈な Yahwe 主義的傾倒に於いて、D 的あるいは P 的に 换骨脱胎され、それが Israel 民衆の指導（特に捕囚期後のそれ）に重要な役割を果して来たことは確かであり、正にその点に於いて安息日は重要である。殊に P に於いて、神の七日目の安息は世界創造の業の成就として終末的な意味を有し、D の十戒が安息日に託して過去の偉大なる恩寵の記憶を反覆想起せしめることと相俟つて、E の十戒はやがて来るべき神の支配の完成の時への待望を生活の中に体現せしめる深い意義をもつていたと考えられるのである。

この十戒が「倫理的」と形容されるのは、第 5 戒—第 10 戒の内容に由来するものであつて、第 1 戒—第 4 戒がその祭儀的部分と考えられる。そこに一貫して看取されることは、沃地の異教の汚れから伝統的な Yahwe 礼拝を潔めようとする努力である。即ち異教の多神的、汎神的影響を排して唯一なる神への信仰を顯示し、それらの神々の礼拝につきものの、不完全な人間の感覚の産物である偶像を否定し、また広く古代世界一般に行われていたところの、いたずらに神の名をくりかえし呼ぶ魔術的・呪術的傾向を斥けるのである。尚第一戒は既に「祭儀的十戒」の中にも登場しているが、ここでは特にそれが十戒前文とも云うべき「神の宣言」（Ex. 20<sup>2</sup>, Deut. 5<sup>6</sup>）を前提とすることによつて云い難い迫

力をそなえている。「我は汝の神ヤハウエ、汝をエジプトの地、その奴隸たる家より導き出せし者なり。汝わが面の前に我の外何物をも神とすべからず。」律法の主体者たる神の絶対的恩恵の認識を前提としてこそ、その律法は圧倒的な力をもつのである。

\*フアイファー「旧約聖書緒論」第2巻(石井・伊藤訳)P.165

★★ゼリン=ロスト「旧約聖書緒論」(関根訳)P.54

★★★1929年以後この問題についての論争は特に新らしい進展を見せていない。

「Ex. 20及びDeut. 5に伝えられている十戒がそのままに Israel の沙漠時代に遡るものでないことは云うまでもないが、この律法の断言的形式は、總じて断言的形式の法が Israel 固有の、従つて沙漠時代からの法であるとする A. Alt の説に従えば充分 Mose の時代に遡りうことであり、またこの断言的形式の法が外国から採用されたものでなく、直接 Yahwe 宗教との深い関係に於いて発生したものとすれば、実質的内容的にも、その起源は沙漠時代の純 Israel 的な経験に遡るとみると、妥当な結論として許さるべきであろう。」(関根「旧約聖書」一歴史・文学・思想 P.35 「イスラエル宗教文化史」P.52—54による。)

## 5. 申命記法典 (Deut. 12—26)

この律法集の歴史的背景については第一論文に於いて論じたところであるからここでは省略する。現在の課題に関する部分をとり出して事項別に列記してみると——

12<sup>2~4</sup> 異教の聖所・祭壇・偶像・聖柱の破壊 (cf. 16<sup>21, 22</sup>)

12<sup>5~14</sup> 礼拝集中・犠牲と供物の規定

(12<sup>11</sup> 「あなたがたの神、主はその名を置くために、一つの場所を選ばれるであろう。あなたがたはそこにわたしの命じる物をすべて携えて行かなければならない。」)

12<sup>15~28</sup> 犀牲のささげ方と犠牲に関係のない動物を食することの許可

12<sup>29~31</sup> 異教的慣習の模倣に対する警告

13<sup>1~18</sup> 背信をそそのかす者への警戒とそれに対する処断

14<sup>1-2</sup> 異教の服喪の習慣についての注意

14<sup>3-21</sup> 飲食に関する規定

14<sup>22-23</sup> 十分の一税に関する規定

15<sup>19-23</sup> 傷のない動物の初子の犠牲

16<sup>1-17</sup> 年に三度の祭

種入れぬパンの祭（過越の祭）  
七週の祭  
仮庵の祭

16<sup>21-22</sup> 異教の聖像・聖柱の禁止

17 傷のある犠牲の禁止

17<sup>3-7</sup> 天体礼拝の禁止と違反者の処置

18<sup>1-6</sup> レビ人たる祭司の生活保護規定

18<sup>9-14</sup> モロク礼拝・占卜・魔術及び呪術の禁止

(18<sup>15-22</sup> 真の予言者と偽の予言者)

20<sup>1-4</sup> 戦争と祭司の任務

23<sup>21-23</sup> 誓願を果すべきこと

誓約を守るべきこと

26<sup>1-11</sup> すべての果実の初物の供えと祈禱

26<sup>12-15</sup> 十分の一税を納める時の祈禱

通説して、「契約の書」乃至「祭儀的十戒」から取材したものが部分的に目につく。即ち、異教の聖像・聖柱の破壊、初子及び初物の奉獻、子やぎをその母の乳で煮てはならないこと（但しここでは飲食規定の中に含まれている）、年に三度の祭に関する規定等であるが、ここで注目を要するのは「過越の祭」（16<sup>1</sup>）が内容的に「種入れぬパンの祭」と同一視されていることである（16<sup>1-8</sup>）。これは元来 Canaan 起源の祭事を、Israel 本来の伝統（エジプト脱出以来の民族史を伝える Sinai 伝説の伝承）によつて再解釈した典型的な例と云わねばならない。

この律法集独自のものとしては、いうまでもなく「礼拝集中」（定められた唯一の聖所に於いて礼拝すべきこと）の規定を第一にあげなければならない。「主の選ばれた場所」とは、具体的には Jerusalem の神殿を意味していること、これまたいうまでもない。

「エルサレムに礼拝を集中する律法の目的は、先ずヤハウエの眼には忌まわしいと考えられたカナン及びその他の異教の慣習からヤハウエの礼拝を潔めることであり、同時にユダの人々の側における他の神々の礼拝を防止することであつた。」（Pfeiffer）「この礼拝の集中が異教の悪感化からヤハウエ礼拝を清めん為であることは云う迄もないが、同時に神の民に統一的具体的な中心を与える為でもある。」（関根「旧約聖書」P176）

「レビ人たる祭司の生活保護の規定」が、礼拝集中によつて職を失うことになる地方聖所の祭司を保護するためのものであることは容易に推測される。同様にこの律法集にはじめて出てくるものに「天体礼拝」の問題があるが、この点については既に第一項の敍述の中で闡説したからここでは省略する。占いや魔術・呪術の禁止も倫理的十戒に於いて抜本策源的にではあるが、しかし間接的に予防されていたのに対し、ここでは直截にこれを明記している。一般に王国時代を通じて Canaan あるいは周辺の国々の宗教的文化的影響は著るしく、その一端としての天体礼拝や呪術的なものの弊害が、この律法の書かれた当時その極に達していたものであろう。<sup>25-10</sup> の祈禱文は、近來「Israel の Credo」と称されているもので、Rat は J、E 等の記述の骨組みはここから得られたものであるとする（関根「旧約聖書」P80, 81参照）。

この律法集が Mose に由来せしめられているのはこれを権威づけるための便法であつて、実際は申命記改革よりさほど古くない時期に何者かの手によつて書かれ、且つ神殿にひそかに奉安されていたものであろうことは、今日では常識となつてゐる。Sellin は 630 年から 622 年の

Joshua時代を考え、Joshuaの即位を支持した人々の中にこの律法の作者を認め、Ratは、Manaseがあまりにも易々とAssyria人の祭儀的 requirementに応じたことに対する一種のレジスタンス運動とみる。またWeiserはこの律法の著者を祭儀的予言者及び地方の祭司に求める。以上はRostの紹介によるものであるが、Rost自身は、Hezekiahの時の北Israelからの亡命者が、Israelに元来培われてきたSinaiの伝統をJudahに植えつけるために、Judahの人々と共同してこの律法を作つたらしいと推定する。Pfeifferは「Dの著者は予言者の教説に深く影響されたエルサレムの一祭司であつた」と云う。

いずれにもせよ、これがSinai契約の伝承に基づく「神の民」の伝統を回復しようと意図する愛国的な無名の祭司グループの手に成るものとする推察は、申命記改革の歴史的背景から云つても、充分われわれを首肯せしめるものであろう（オーラン参考）。

「この改革の背後にあり、また申命記を生み出した母体となつた者は、王国の衰亡に伴い、次第に力を得て古きアンティクチオニーの理想を実現し、再びユダの國を立て直さんとしたアムハーアーレツであり、その代弁者となつた者こそ地方の聖所にいたレビ人である。申命記に集成せられている律法をあのようにこなしている者はレビ人の他にはなく、また申命記が狭義の祭儀よりも倫理的・社会的规定に重点を置いていることも地方のレビ人の筆なることを思はしめる。」（関根「イスラエル宗教文化史」P.178, 179）

最後に申命記法典に於ける祭儀的律法の特質に觸れてこの項を終りたい。この律法集には「契約の書」をはじめ多くの古い祭儀の規則が集められていると見ることができるが、その中心をなすものは「種入れぬパンの祭」と結びつけられた「過越の祭」の規定である。そしてこれこそIsrael本来の伝統的な祭儀であつて、その起源はいうまでもなく「出エ

シプト」の故事に由来する。換言すれば Mose 以来の「神の民」の伝統に基づくものである。この法典は「神の民」の自覚を再び Judah の国民の胸に甦らせ、過越祭を中心とする祭儀の統一によつて、かつての Israel 宗教連合を回観しつつ、再び新たに神の民の統一を目論んだものであろう。「さばきづかさがイスラエルをさばいた日からこのかた、またイスラエルの王たちとユダの王たちの世にも、このような過越の祭を執り行つたことはなかつたが、ヨシヤ王の第十八年に、エルサレムでこの過越の祭を主に執り行つたのである。」(2 Kings 23<sup>22</sup>, 23)

★「わたしの先祖は、さすらいの一アラム人でありましたが、わずかの人を連れてエジプトへ下つて行つて、その所に寄留し、ついにそこで大きく強い、人数の多い国民になりました。ところがエジプト人はわれわれをしえたげ、また悩まして、つらい労役を負わせましたが、われわれが先祖たちの神、主に叫んだので、主はわれわれの声を聞き、われわれの悩みと、骨折りと、しえたげとを顧み、主は強い手と、伸べた腕と、大いなる恐るべきことと、しるしと、不思議とをもつて、われわれをエジプトから導き出し、われわれをこの所へ連れてきて、乳と蜜の流れるこの地をわれわれに賜わりました。主よ、ごらんください。あなたがわたしに賜わつた地の実の初物を、いま携えてきました。」

## 6. 神聖法典 (Lev. 17—26)

「聖」 (19<sup>2</sup>, 20<sup>3</sup>, 21<sup>6</sup>, 25<sup>12</sup>) 、「聖なる名」 (22<sup>2</sup>, 22<sup>32</sup>) 、「聖なるもの」 (20<sup>7</sup>, 8, 21<sup>7</sup>, 8, 21<sup>22</sup>, 22<sup>33</sup>, 22<sup>6</sup>, 7, 22<sup>10</sup>, 22<sup>14</sup>, 22<sup>16</sup>, 23<sup>20</sup>) 、「聖別する」 (20<sup>8</sup>, 21<sup>12</sup>, 21<sup>15</sup>, 21<sup>22</sup>, 22<sup>9</sup>, 22<sup>16</sup>, 22<sup>32</sup>) 等の表現が頻繁に用いられているところからこの名がある。歴史的順序からいつても、論理的順序からいつても、申命記と祭司法典の中間に位するものである。

17<sup>3-9</sup> 犠牲をささげる場所の指定（「会見の幕屋の入口」）

19<sup>36</sup> 安息日の遵守 (cf. 19<sup>30</sup>, 23<sup>3</sup>, 26<sup>2</sup>)

19<sup>4</sup> 偶像（鑄像）礼拝禁止

19<sup>5</sup> 酬恩祭の犠牲をささげる場合の細則

- 20<sup>2・5</sup> モロク（現行改訳聖書ではモレク）礼拝の禁止
- 20<sup>6・9・27</sup> 呪術の禁止 (cf. 19<sup>26・28</sup>)
- 21<sup>1・15</sup> 祭司の聖別に関する細則
- 21<sup>16・23</sup> 祭司の失格に関する細則
- 22<sup>1・16</sup> 聖別された物を食べることの禁止
- 22<sup>17・30</sup> 供え物及び犠牲に関する規定
- 23<sup>1・2</sup> 「あなた方がふれ示して聖会とすべき主の定めの祭は次のとおりである。」
- 23<sup>3</sup> 安息日の聖会
- 23<sup>4・8</sup> 過越の祭・種入れぬパンの祭と聖会
- 23<sup>9・14</sup> 初穂の束の搖祭とそれに伴う燔祭・素祭・火祭・灌祭
- 23<sup>15・21</sup> 七週の祭（あるいは五旬節）と搖祭・燔祭・素祭・火祭・灌祭・罪祭・酬恩祭
- 23<sup>23・25</sup> 「七月一日をあなたがたの安息の日とし、ラツバを吹き鳴らして記念する聖会としなければならない。どのような労働もしてはならない。しかし、主に火祭をささげなければならない。」
- 23<sup>26・32</sup> 膽罪日
- 23<sup>33・43</sup> 假庵の祭
- 24<sup>1・4</sup> ともしう
- 24<sup>5・9</sup> 安息日ごとにささげるべき十二個の菓子
- 25<sup>1・7</sup> 安息年  
(25<sup>8・44</sup> ヨベルの年)
- 26<sup>1</sup> 偶像（刻んだ像）の禁止

通観して、もはや契約の書や祭儀的十戒の直接的な影響はうかがわれず、専ら申命記の影響下にあつてものされたものとの印象が強い。偶像礼拝禁止は殆どそのまのかたちで継承されているが、安息日や祭の規定は申命記的な変容を経過していることが分る。しかしそれにもまして

著るしいのは、この律法集特有の扮飾である。即ちそれらの一つ一つに「聖会」の開かるべきことを指示し、またそれに参加する人間と、そこできさげられる犠牲や供え物の「聖別」さるべきことがくりかえし述べられており、その裏づけとして、それを命ずる神自身が「聖」であり、「聖なる神」が人や物を「聖別」されるものであることを強調している点である。「あなたがたの神、主なるわたしは、聖であるから、あなたがたも聖でなければならない。」(19<sup>a</sup>) 「わたしはあなたがたを聖別する主である。」(20<sup>b</sup>) 「ゆえにあなたがたは、みずからを聖別し聖なる者とならなければならない。わたしはあなたがたの神、主である。」(20<sup>c</sup>) 更に同様の理念に基づき、聖なる祭儀の執行に当る「祭司」の服務規定が厳格に定められ、その際その職分が第一義的に考えられ、その出身（素性）は殆ど問題にされていないことが注目される。★

この法典に特徴的なこの「聖」の概念に関して、近時の研究はここに Ezekiel の強い感化を見ようとする。Ezekiel は、捕囚期捕囚地に於ける民衆の指導者として、またユダヤ教の祖として周知されているが、この点からも、この律法集が捕囚期、捕囚地に於いて生み出されたものであると推定することは容易である。後に Ezra が Babylon から持ち帰つた律法集とはこの法典のことであるとされる所以である (Pfeiffer 前掲書 P208、尚この点に関しては第一論文参照)。

最後に、冒頭 (173<sup>a</sup>) の犠牲をささげる場所の指定 (「イスラエルの家のだれでも、牛・羊あるいはやぎを宿営の外ではふり、それを会見の幕屋の入口に携えて来て主の幕屋の前で—これはイスラエルの人々に、彼らが野のおもてではふるのを常としていた犠牲を主のもとにひいてさせ、会見の幕屋の入口における祭司のもとに来て、これを主にささげる酬恩祭の犠牲としてほふらせるためである。— イスラエルの家の者またはあなたがたのうちに宿る寄留者のだれでも、燔祭あるいは犠牲をささげるのに、これを会見の幕屋の入口に携えてきて、主にささげない

ならば、その人は、その民のうちから断たれるであろう。」)は、申命記法典に於ける礼拝集中のモチーフを、別のかたちで展開しているものと見ることができる。「このレビ記一七章は、礼拝集中の問題をモーセの沙漠時代に投映している。このように問題を古い昔に返し、身を沃地の外に置くやり方は、カナンから離れてバビロンに捕囚となつていた時代にふさわしい仕方である。」(関根・前掲書P219)

★「この法典に於ける祭司職は、Dにおけるようなレビ的特色をもたず、エゼキエルにおけるごときザドク的特色をもたず、Pにおけるごときアロン的特色もない。」(Pfeiffer 前掲書P194)。

## 7. 祭 司 法 典

上掲の諸律法集と異り、モーセ五書の各所に分散しているので、五書の順序に従つて、逐次関係記事を列記してゆくと――

Gen. 2<sup>2</sup>,<sup>3</sup> 「安息日」の起源の説明

8<sup>20</sup> ノアの燔祭 (但し Pfeiffer はこの部分を P から除外する)

Ex. 12<sup>14</sup>-<sup>20</sup> 「種入れぬパンの祭」の起源の説明

13<sup>1</sup>,<sup>2</sup> すべての初子の聖別

16<sup>23</sup>-<sup>30</sup> 安息日遵守の獎励的説明

25<sup>1</sup>-<sup>9</sup> 祭儀用のささげ物の指定の聖所たる幕屋設営の命令 (cf. 35<sup>4</sup>-<sup>29</sup>, 38<sup>24</sup>-<sup>31</sup>)

25<sup>10</sup>-<sup>20</sup> 「神の箱」と「贖罪所」の規格 (cf. 37<sup>1</sup>-<sup>9</sup>)

25<sup>23</sup>-<sup>30</sup> 供えのパンの机の設計 (cf. 37<sup>10</sup>-<sup>16</sup>)

25<sup>31</sup>-<sup>40</sup> 燭台の設計 (cf. 37<sup>17</sup>-<sup>33</sup>)

26 幕屋の設営規格 (cf. 36<sup>8</sup>-<sup>38</sup>)

27<sup>1</sup>-<sup>8</sup> 祭壇の設計 (cf. 38<sup>1</sup>-<sup>7</sup>)

27<sup>9</sup>-<sup>20</sup> 幕屋の庭の設計 (cf. 38<sup>9</sup>-<sup>20</sup>)

27<sup>21</sup> ともし火の規定

28<sup>1</sup>-<sup>39</sup> 大祭司アロンの服装に関する規定 (cf. 39<sup>1</sup>-<sup>26</sup>)

28<sup>40-43</sup> アロンの子たる祭司たちの服装に関する規定 (cf. 39<sup>27-31</sup>)

29<sup>1-9</sup> アロンとその子たちの祭司任職

29<sup>10-14</sup> 「罪祭」の規定

29<sup>15-25</sup> 「火祭」の規定

29<sup>26-28</sup> 「搖祭」の規定

29<sup>29, 30</sup> アロンの聖服の継承について

29<sup>31-37</sup> 任職式の規定

29<sup>38-42</sup> 日々の燔祭（火祭とこれに伴う素祭・灌祭）

29<sup>43-46</sup> 「またその所でわたしはイスラエルの人々に会うであろう。幕屋はわたしの栄光によつて聖別されるであろう。わたしは会見の幕屋と祭壇とを聖別するであろう。またアロンとその子たちを聖別し、祭司としてわたしに仕えさせるであろう。わたしはイスラエルの人々のうちに住んで彼らの神となるであろう。わたしが彼らのうちに住むために、彼らをエシプトの国から導き出した彼らの神、主であることを彼らは知るであろう。わたしは彼らの神、主である。」

30<sup>1-10</sup> 「香をたく祭壇」の規定と「年に一度の血によるあがない」の指示

—— 「これは主に最も聖なるものである。」 (cf. 37<sup>25-28</sup>)

30<sup>11-16</sup> 「命のあがない」としての年に半シケルの献金——「富める者も半シケルより多く出してはならず、貧しい者もそれより少なく出してはならない。」 (cf. 38<sup>26</sup>)

30<sup>17-21</sup> 青銅の洗盤の設備に関する規定 (cf. 38<sup>8</sup>)

30<sup>22-33</sup> 「聖なる注ぎ油」の規定 (cf. 29<sup>21, 37<sup>29</sup></sup>)

30<sup>34-38</sup> 「聖なる香料」の規定 (cf. 37<sup>29</sup>)

31<sup>1-11</sup> 幕屋及び祭儀用備品の制作者の指定(ユダ族のベザレルとダン族のアホリアブ) (cf. 35<sup>30</sup>-36<sup>7, 38<sup>22, 23</sup></sup>)

31<sup>12-17</sup> 安息日遵守の命令 (cf. 35<sup>1-3</sup>)

—— 「これは永遠にわたしとイスラエルの人々の間のしるしである。それは主が六日のあいだに天地を造り七日目に休みかつてわれたからである。」

Lev. 1 燐祭（火祭）に関する規定

2 素祭（单なる素祭と火祭としての素祭）に関する規定

3 酬恩祭に関する規定

4 罪祭に関する規定

5<sup>1-6</sup> 罪祭を必要とする場合の具体例

5<sup>7-13</sup> 貧困者のための特例 (cf. 14<sup>21-32</sup>)

5<sup>14-67</sup> 憲祭に関する規定

6<sup>8-13</sup> 燐祭執行手つづきについての祭司への注意 (cf. 8<sup>18-21</sup>)

6<sup>14-23</sup> 素祭執行手つづきについての祭司への注意

6<sup>24-29</sup> 罪祭執行手つづきについての祭司への注意 (cf. 8<sup>14-17</sup>)

7<sup>1-10</sup> 憲祭執行手つづきについての祭司への注意

7<sup>11-21</sup> 酬恩祭執行手つづきについての祭司への注意（感謝の供え物と誓願の供物または自発の供え物）

7<sup>28-36</sup> 酬恩祭に於ける搖祭と舉祭

8<sup>22-35</sup> 任職祭執行手つづきについての祭司への注意

9 罪祭・燐祭・酬恩祭に関する規定のくりかえし

10 犠牲奉獻後の供え物の処理法の指示「あなたがたにはこれを聖なる所で食べなければならない」(v. 13,18)

16 賦罪日の祭儀執行に関する規定

Clon. 3, 4 アロン系祭司とレビ人の職務区分。祭儀の下部奉仕者としてのレビ人の任用（コハテ族、ゲルシヨン族、メラリ族）。

5 汚れた者に対する規定

6（ナジル人に関する規定）

7 「祭壇奉納の供え物」に関する記録

（「つかさたちは一日にひとりづつ、祭壇奉納の供え物をささげねばならない。」v. 11）

8<sup>1-4</sup> 七つのともし火を燭台に置くこと

8<sup>5-22</sup> レビ人の清め

8<sup>23-26</sup> レビ人の勤務年限（25才—50才）と、退職後の奉仕

9<sup>1-14</sup> 「過越祭」の定め

10<sup>10</sup> 「あなたがたの喜びの日、あなたがたの祝いの時、および月々の第一日には、あなたがたの燔祭と酬恩祭の犠牲をささげるに当つて、ラツバを吹き鳴らさなければならない。」

15<sup>1-16</sup> 犺牲の供え物に関する規定

15<sup>17-21</sup> 麦粉の初物のささげ物

15<sup>22-26, 27-31</sup> 会衆の罪祭と個人の罪祭

19 灰（赤い雌牛の灰）と水による汚れの潔め

28<sup>1-8</sup> 日々の犺牲（火祭）とささげもの

28<sup>9, 10</sup> 安息日犺牲とささげもの

28<sup>11-15</sup> 月々の第一日の犺牲とささげもの

28<sup>16-25</sup> 過越しの祭の犺牲とささげもの

28<sup>26-31</sup> 七週の祭の犺牲とささげもの

29<sup>1-6</sup> 七月一日の聖会の犺牲と供え物

29<sup>7-11</sup> 七月十日の聖会の犺牲と供え物

29<sup>12-39</sup> 七月十五日から一週間の聖会に於ける日々の犺牲と供え物

通覧してまず印象づけられることは、その規定が前例を見ない程綿密周到になされている点である。更にそれらの規定の遵守が極めて厳しく要請され、いささかの違反も許されないとする極端な律法主義態度である。犺牲奉獻の手つづきを少しでも誤れば、激しく彈劾され（Lev. 10<sup>16</sup>, 17等）、また死刑を宣告された（Lev. 7<sup>21</sup>, 17<sup>9</sup>, Clon. 15<sup>31-36</sup>等）。D

の律法が、規定の裏づけや意味づけ、総じて律法の基本精神を強調し、Hの律法が諸規定を貫くテーマとして「聖」の概念を基調とするのに対し、Pは殆ど規則の実行手づづき（祭儀執行の正確さ）を最も重視し、専らそのことに関心を向けているように見える。これは祭儀の形式をしりぞけ、その内実たる礼拝者の真実を重んじ強調した捕囚期前予言者の立場とは殆ど正反対のものである。ここに於いて「統制が自発性にとつて代り、訓練が自由を窒息させ、莊厳さが祝祭に於ける喜ばしさを立退かせる。「Pは平信徒の宗教的な訓練に代える聖なる Sacrament をもつてしたのである」。（Pfeiffer 前掲書 P 214）

然しながらわれわれは、かの「創造物語」に託されたPの深い哲学的思弁、「安息」や<Imago Dei> の理念に見られる深い思想に思いを至すとき、Pを単なる形式主義者と断定することはできない。Pの祭儀的敬虔は、単に外面向的なものに止つてはいない。われわれは全体としてPの煩瑣な祭儀律法の背後に、深い「贖罪」の思想を見ることができる。古来東方世界一般の祭儀的基本型式であつた「犠牲」が、ここに全くその意味内容を改めているのである。（後章「贖罪日」及び「罪祭」の項を参照のこと。）われはPが捕囚期に（捕囚地に於いてか否かは問題として）編纂されたものとする通説を意味深く思い起さねばならない。父祖に於いて祝福された Israel が何故今日の悲運に出会いわねばならなかつたのか？「民がみな過失を犯したからである」（Cton 15<sup>26</sup>）。贖罪が必要であり、贖罪を経てこそ祝福されたこの民は再び<Israel>となりうるのである。Dの祭儀乃至犠牲が「感謝の表白」（D 26のいわゆる Credo 参照）を主意とするのに対してPのそれは「罪のあがない」をその眼目とする。ここに於いて古来犠牲奉獻にまつわる一切の所作は、深い象徴的意味を帯びるのである。

★とりわけ犠牲に手をつける行為。これは奉獻者の罪を犠牲動物に転移し、彼に代つてそれを負わせることである。

## 2. 祭儀的律法の事項別考察

前章の各律法集に登場した祭儀的諸事項を、主なる項目を拾つて集約的に考察してみよう。大まかにとらえると、「祭」とそこに於いて執行される「犠牲と供え物」の奉獻、及びそれの行われる場所（「聖所」）とその執行を司る「祭司」の問題がそのすべてである。以下この順序に従つてまとめてゆくと――

### 「祭」

#### 1. 安息日 (Shabbāth)

これが元来 Canaan 起源のものであると推定されることは、前章に於いて再三言及したところであるが、それが沃地の農業生活を背景とする新月の祭、あるいは遡日の祭であつたらしいことは、捕囚期前の諸記録の断片に、その片鱗がうかがわれる。

「新月はいつ過ぎ去るだろう、そうしたら、われわれは穀物を売ろう。安息日はいつ過ぎ去るだろう。そうしたらわれわれは麦を売り出そう。」 (Amos 8<sup>5</sup>)

「わたしは彼女のすべての楽しみ、すなわち祝・新月・安息日・すべての祭をやめさせる。」 (Hosea 2<sup>11</sup>)

「あなたがたは、もはや、むなしい供え物を携えてきてはならない。薰香はわたしの忌み嫌うものだ。新月、安息日、また会衆を呼び集めること――わたしは不義と聖会とに耐えられない。あなたがたの新月と定めの祭とは、わが魂の憎むもの――」 (Isaiah 1<sup>13, 14</sup>)

「どうして今日彼のところへ行こうとするのか。今日はついたちでもなく、安息日でもない。」 (II Kings 4<sup>23</sup>)

J の十戒、D の十戒に於いては、安息日は文字通り安息の日であるが、E の十戒及び H, P の安息日規定に於いて、それは「聖日」となる（前章1, 2, 4, 5, 6, 7 参照）。詳細は省略するが、唯、捕囚期前に於

いては、これは多くの祭の中の一つに過ぎず、その重要さは三大節の比でなかつたと思われるが（但し、Dの十戒に於いてはこれが出エシプトを想記すべき日として特殊な意味をもたされていること、既述のとおりである）、捕囚期、捕囚地に於いて、他の一切の祭の実行が困難となり、犠牲の材料にも事欠いた時、安息日を憶えてこれを守ることだけが残された唯一の手段として捕囚民の生活の中心となつたことによつて、重要な意味をもちはじめたものと考えられ、H. Pにはその間の事情が反映していると見ることもできよう。 Ezekiel 20<sup>12</sup>によれば、「わたしはまた彼らに安息日を与えて、わたしと彼らとの間のしるしとした。これは主なるわたしが彼らを聖別したことを、彼らに知らせるためである。」即ち Ezekiel は、安息日そのものを（安息日の設定というそのことを）神と民との契約のしるしと考えているのである。（もちろんこの場合、それにもかかわらず Israel の祖先が、それを守らず、安息日を汚したことが、現在の悲運の原因であることを説明し、捕囚民にその遵守を強調するのが Ezekiel の意図であつたこと、周知の如くである。）

## 2. 過越の祭・種入れぬパンの祭

次の二項目と共に、三大節として知られているが、とりわけこの祭は新約の福音書を通して夙にわれわれになじみ深いものである。元来この両者は別々であつたのが、D以来一つに結びつけられたものであること、既述のとおりである。「過越の祭」は沙漠時代からの Israel の祭でそれがはじめから出エシプトの故事に由来するものであつたか否かはよく分らないが、Sinai 契約の伝統を重んずる D 記者が、沙漠時代の生活の伝承に根拠を置きつつ、歴史的起源よりする説明によつて、強力に両者を統一しようとしたものであることは確かと思われる。沙漠の民 Israel は沃地に於いては所詮「神の民」たり得ずとする捕囚期前予言者（特に Hosea）の激しい祭儀攻撃に対して、敢て二つの素因の調和を試みる D 記者の意図は、最もよくここにあらわれていると云うことができ

よう。D記者を、予言者に影響された無名の祭司階級の人々とする推測の行われる所以である。（これらの点については前章5の記述参照。尚、「種入れぬパンの祭」については前章1,2参照。）

この祭の内容についてはEx. 12のJの記述に詳しい。この場合それは「家ごと」(Ex. 12<sup>3</sup>) 「家族ごと」(Ex. 12<sup>21</sup>) 行うものとされている。Dに於いてはもちろん全会衆の共同の祭として考えられており、唯その場合、第一日目に過越の犠牲がほふられ、つづいて一週間種入れぬパンを食べ、七日目に聖会が行われることになつてゐる。つまり「種入れぬパンの祭」全七日間のうち、最初の日だけが「過越の祭」というわけであり、その間、家庭単位の祭と共同の祭が巧みに組合されている。Dに於いて、共同の祭は云うまでもなく中央聖所（エルサレムの神殿）で行われるものであり、七日目（最終日）の聖会は地方在住者の便宜をも考え合せたものと思う。

★「さて、除酵祭のオ一日に一過越の食事を—」(Mt. 26<sup>17</sup>)

「除酵祭のオ一日、すなわち過越の小羊をほふる日に—」(Mk. 14<sup>12</sup>)

「さて過越の小羊をほふるべき除酵祭の日がきたので—」(Luk. 21<sup>7</sup>)

「過越の祭の前に一夕食（最後の晩餐）のとき—」(John 13<sup>1,2</sup>)

### 3. 七週の祭

Jの十戒に於いては「七週の祭、すなわち小麦刈りの初穂の祭」(Ex. 34<sup>22</sup>)、Eによれば「刈入れの祭」(Ex. 23<sup>16</sup>)、Pによれば「七週の祭、すなわち新らしい素祭を主にささげる初穂の日」(Clon. 28<sup>26</sup>)である。D, Hは説明的に、「また七週間を数えなければならない。すなわち穀物に鎌を入れ始める時から七週間を数え始めなければならない。そしてあなたの神、主のために七週の祭を行い—」(Deut. 16<sup>9, 10</sup>)

「また安息日の翌日、すなわち搖祭の束をささげた日から満七週を数えなければならない。すなわち、第七の安息日の翌日までに、五十日を数えて、新穀の素祭を主にささげねばならない」(Lev. 23<sup>15</sup>)と述べ

る。尚、Dはここでも出エジプトの伝承を引き合いに出し、エジプト時代の経験に訴えて次のように説く、「こうしてあなたはむすこ、娘、しもべ、はしためおよび町の内におけるレビ人、ならびにあなたがたのうちにおける寄留の他国人と孤児と寡婦と共に、あなたの神、主がその名を置くために選ばれる場所で、あなたの神、主の前に喜び楽しまなければならぬ。あなたはかつてエジプトで奴隸であつたことを覚え、これらの定めを守り行わなければならない。」(Deut. 16<sup>11・12</sup>)

尚、H、P共に、過越祭・種入れぬパンの祭の場合と同様に、祭の間の労働を固く禁じている。「どのような労働もしてはならない」(Lev. 23<sup>21</sup>)「何の労役もしてはならない」(Clon. 28<sup>25</sup>)

#### 4. 仮庵の祭

契約の書並びに祭儀的十戒に於いては「取入れの祭」(「あなたの勤労の実を畑から取入れる年の終りに、取入れの祭を行わなければならぬ。」Ex. 23<sup>16</sup>「また年の終りに取入れの祭を行わなければならない。」Ex. 34<sup>22</sup>)、Hによれば「仮庵の祭」(「その七月の十五日は仮庵の祭である。七日の間、主の前にそれを守らなければならない。」23<sup>34</sup>)である。

祭の内容は、H、Pに詳しい。Hに於いては、その最初の日に「なつめやしの枝(旧邦訳棕櫚の枝)と茂つた木の枝と、谷のはこやなぎの枝(同じく水楊の枝)を取つて」仮庵をつくり、七日間そこに住むことになっている(Lev. 23<sup>39-42</sup>)。Pに於いては、第一日から第七日まで、毎日の犠牲奉獻のスケジュールが綿密に規定されている(Clom. 29<sup>12-39</sup>)。

この祭の目的について、Hは次のように云う。「これはわたしがイスラエルの人々をエジプトの國から導き出したとき、彼らを仮庵に住まわせたことを、あなたがたの代々の子孫に知らせるためである。」(Lev. 23<sup>43</sup>)。

尚、新約の福音書にも一ヶ所この祭の記事が出てくることは、大方の

承知しているところと思う。（「時にユダヤ人の仮庵の祭が近づいていた。——祭の終りの大事な日に、イエスは立つて、叫んで云われた——」John. 7<sup>2</sup>, 37 ここでいう「祭の終りの大事な日」とは、Pの記す第八日の聖会のことであろう。）

最後にDは、七年目毎のこの祭に於いて、全会衆に律法（「この律法」とあるので、ほかならぬDの律法のこと）を朗読して聞かせねばならぬと規定している。「七年の終りごとに、すなわち、ゆるしの年（いわゆる「安息年」）になり、仮庵の祭に、イスラエルのすべての人があなたの神、主の前に出るため、主の選ばれる場所に来るとき、あなたはイスラエルのすべての人の前でこの律法を読んで聞かせねばならない。」（Deut. 31<sup>10-11</sup>）

## 5. 賛 罪 日

HとPのみがこれを規定している。

Hによれば「七月の十日は贖罪の日である。あなたがたは聖会を開き、身を惱まし、主に火祭をささげなければならない。その日にはどのような仕事もしてはならない。」（Lev. 23<sup>27, 28</sup>）Pによれば「またその七月の十日に聖会を開き、かつあなたがたの身を惱まさなければならぬ。なんの仕事もしてはならない」（Exon. 29<sup>7</sup>）「この日にはあなたがたのため、あなたがたを清めるために、あがないがなされ、主の前に、もうもろの罪が清められるからである。これはあなたがたの全く休みの安息日であつて、あなたがたは身を惱まさなければならない。」（Lev. 16<sup>30, 31</sup>）「アロンは、年に一度その角に血をつけてあがないをしなければならない。すなわち、あがないの罪祭の血をもつて代々にわたり、年に一度これがためにあがないをしなければならない。これは主に最も聖なるものである。」（Ex. 30<sup>10</sup>）

ここで「身を惱まさなければならない」というのは、具体的には断食を考えられていると理解するのが普通のようであるが、特にそのような

限定をしなくとも、これはこのままでよく理解できるように思う。贖罪は身を悩まさずしては不可能である、とするこの思想は、祭儀的律法が単に形式的な所定の祭儀を執行し、それに参与することによつて贖罪が可能であると主張するものであるかのごとく思いこむ皮相な見解をくつがえすに充分であろう。Pによれば、贖罪日の儀式を執行する祭司は、まず「自分のための罪祭の雄牛をささげて、自分と自分の家族のためにあがないをし」(Lev. 16<sup>6</sup>) 次に「民のための罪祭のやぎをほふり—イスラエルの人々の汚れとそのとが、すなわち彼らのもろもろの罪のゆえに、あがないをしなければならない。」(Lev. 16<sup>15, 16</sup>) あがないは犠牲の血によるものであり「すべてのものが血によつて清められたのである。」(「血を流すことなしには、罪のゆるしはあり得ない」Heb.9<sup>2</sup><sup>2</sup>)

### 「犠牲と供え物」

#### 1. 燐 祭

最も古くから行われてきた犠牲の方式である。

Pはノアの燔祭(Gen. 8<sup>20</sup>)を伝えており(前章7参照) J, E の伝えるアブラハムがイサクを燔祭としてささげようとした物語りは有名である。Pによれば(Lev. 1<sup>1-17</sup>)、燔祭の場合の犠牲動物は牛・羊・やぎ・山鳩・家鳩であり、はじめの三つについては雄の完全なものであること、あと二つについては、ひなであることが指定され、それぞれの場合について、その処理方法、ささげ方等が指示されている。燔祭はその処理方式からすれば「火祭」であつて、その「香ばしいかおり」(19, 13, 17)を神にささげるものである。

#### 2. 罪 祭

Pによれば(Lev. 4)、祭司が罪を犯した場合には「雄の全き子牛を」(4<sup>3</sup>)、イスラエルの全会衆の場合には、「雄の子牛」(4<sup>14</sup>)を、「つかきたる者」の場合には「雄やぎの全きものを」(4<sup>22, 23</sup>)、一般民衆の

場合には「雌やぎの金きものを」(4<sup>28</sup>) ささげねばならない。この場合、祭司は「指でその血を取り、祭壇の角にこれを塗り、残りの血をことごとく祭壇のもとに注がねばならない。」(4<sup>7</sup>, 18, 25, 30) そして「すべての脂肪を取つて祭壇の上で焼かなければならぬ。」(4<sup>10</sup>, 19, 26, 31, 35)；これを燔祭としてささげるためである。これは「主のいましめにそむき、してはならないことの一つをして、とがを得、その犯した罪を知るようになつたとき」(4<sup>22-23</sup>, 27-28) に、即ち罪の自覚のはつきりしている場合にささげるものである。

### 3. 惲 祭

Pによれば(Lev. 5<sup>14-67</sup>)、罪を犯したとき、「値づもりにしたがつて」(5<sup>15, 18, 66</sup>) ささげられるものである。即ちこの場合は、その罪が、秤量し得る性質のものでなければならないわけである。(「預り物」「手にした質草」「かすめた物」「落し物」等々。<sup>62, 3</sup>) 「こうして祭司が彼のためにあがないをするならば、彼はゆるされるであろう」(Lev. 4<sup>26, 31, 35</sup>)。

### 4. 酬 恩 祭

Pによれば(Lev. 7<sup>11-36</sup>)、これは三つの場合に分けられる。即ち「感謝のためにささげる」場合(7<sup>11-15</sup>)、「誓願の供え物」「自発の供え物」の場合(7<sup>16-18</sup>)である。この場合、その「犠牲の肉」の処理に関するでは、前者の場合はその日のうちに、後者の場合はその日と明くる日に食べてしまわねばならず、残りは三日目に火で焼きすてねばならないことになっている。またこれを吃るのは清い人でなければならぬ。

日本邦訳では「心よりの供え物」となつており、この方が意味をとりやすい。

### 5. 素 祭

穀物を供えるものである。Pによれば(Lev. 2)、これには三通りあつて、麦粉を供える場合(2<sup>1-3</sup>)、天火で焼いたものを供える場合

(2<sup>1-3</sup>)、初穂を供える場合(2<sup>14-16</sup>)に分けられる。尚この場合、「素祭はすべて種を入れて作つてはならない。パン種も蜜も、すべて主にささげる火祭として焼いてはならないからである。」(2<sup>11</sup>)また「すべて塩をもつて味をつけねばならない。」(2<sup>13</sup>)

#### 6. 搖祭・挙祭

犠牲をささげる場合の動物に関して名づけられたものである。Pによれば、「その胸を主の前に搖り動かして、搖祭としなければならない。」(Lev. 7<sup>30</sup>)また「その右のももを挙祭として、祭司に与えなければならない。」(7<sup>32</sup>)後者については説明はないが、多分犠牲動物を上下に動かしたものであろう(搖祭が左右に動かされるものであるのに対して)と思う。

#### 「聖 所」

その起源及び初期の聖所に関しては第一論文を、聖所の統一の問題に関しては前章5, 6を、聖所の構造に関しては前章7のリストを参照。

#### 「祭 司」

祭司に関する規定はD. H. Pに見られる。Dは大祭司アロンとその子たちの祭司任職について記し(Ex. 29<sup>1-9</sup>)、またその服装に関する規定を細々と述べているが、(Ex. 28)直接祭司の身分に觸れることはなく、後のいわゆる「祭司とレビ人」の問題は、まだここでは登場しない。唯、Dの中心眼目である「礼拝集中」の結果は、多くの地方レビ人祭司の失職を招き、この点から、Dの意図を、エルサレムのザドク系祭司の祭儀支配に見ようとする試みもあるが、D 18<sup>6-8</sup>に見られるように、イスラエル全土のどの地方に居住する祭司、レビ人でも、ひとたび中央聖所(エルサレム神殿)に来るならば、全くこの祭司と同様に祭儀に奉仕できることになつており、その間に何ら本質的差別は認められない。「アロンの子ら」即ちレビ人であり、レビ人即ち祭司として一括して考えられているようである。それがPになると事情は一変する。Pに於いて

は、祭司たるべき者は「アロンとその子ら」の子孫のみで、その他のレビ人と区別して限定され、その他のレビ人は、アロン系祭司の下に仕えるべき下役として扱われていて (Clon. 3<sup>5-10</sup>)、「祭司」と「レビ人」ははつきり身分的に区別されることとなる。H 及び P に於いて、祭司の服務規定は極めて厳格且綿密である (H—Lev. 21, P—Ex. 28, 29 Lev. 8 Clon. 3, 18, 25)。「わたしは平和の契約を彼に授ける。これは彼とその後の子孫に永遠の祭司職の契約となるであろう。彼はその神のために熱心であつて、イスラエルの人々のために罪のあがないをしたからである」 (Clon. 25<sup>12, 13</sup>)。

註。レビ人の問題についてはオ一論文参照。

以上、旧約に於ける祭儀的諸律法を通覧したわけであるが、次第に煩雜さを増してゆく祭儀の諸型態を通して一貫して共通の中心内容をなすものは「犠牲」である。「安息日」や「偶像」等に関する古くからの問題も、安息日にささげるべき犠牲、偶像にささぐべからざる犠牲の問題として、ひとしく犠牲の問題に収斂されてくる。而して犠牲は「感謝」(D) から「贖罪」(P) へ。犠牲による贖罪はいかにして可能であるか——「肉の命は血にあるから——血は命であるゆえに、あがなうことができるからである」 (Lev. 17<sup>11</sup>)。ここに於いてわれわれは、新約ヘブル書に於ける、旧約祭儀を背景とする十字架理解を、いま一度改めて自らのものとすることができる。併せてわれら自らの実存的境位をも——。「地は我のものなり。汝らは客旅また寄寓者にして我とともに在るなり。」 (Lev. 25<sup>23</sup>)

以上